

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>財団法人神戸市産業振興財団の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理</p> <p>・個別事業に関する事項</p> <p>2. 神戸市産業振興センターの管理運営に関する事業</p> <p>(3) レストラン・喫茶</p> <p>財団はアクティオ(株)から使用料として月 1,620 円 / m²、共益費として月 1,026 円 / m²を徴収していますが、これらを何ら利益の上乗せをせず神戸市に対して支払をされています。</p> <p>様々な管理業務を財団は行っており利益が財団に発生しない理由を明らかにする必要があります。</p> <p>また神戸市に支払う使用料は長年見直しされていないため、経済環境の変化に臨機応変に対応するためには普通財産へ変更することも神戸市と協議すべきです。(P.96)</p>	<p>平成20年度でアクティオ(株)との委託契約が終了し、平成25年度から現在のハートスフーズクリエイト(株)に業者を入れ替えた。</p> <p>また、アクティオ(株)が運営していた1階カフェは、平成22年5月に廃止された。</p> <p>ハートスフーズクリエイト(株)との契約にあたっては、光熱水費などの共益費を使用量に応じた変動制にするとともに、一定額以上の売上に対して賃料を上乗せする歩合賃料を導入した。</p>	<p>措置済</p>